

令和5年5月9日

保護者 様

荅北町立坂瀬川小学校
校長 桜井 祐子

5類感染症移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
(お知らせ)

新緑の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校教育活動に対しまして、ご理解とご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

さて、文部科学省、熊本県教育委員会及び荅北町教育委員会より標記についての通達がなされました。児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、本校においては、下記の通り対応いたします。保護者の皆様におかれましては、ご理解の上、ご協力とご対応をどうぞよろしくお願いいたします。

なお、ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

記

1 基本的な感染症対策

- 基本的感染対策として、「換気・手指衛生のための手洗い」は継続して行います。
- 学校教育活動にあつては、基本としてマスク着用を求めません。マスクの着脱はご家庭の判断とします。

ただし、給食の時間はマスクが必要となりますので、マスクとマスク入れを持たせてください。マスク着用の有無による差別・偏見が起きないように学校でも指導・配慮を行います。

- これまで行っていた毎朝の検温の記録は行いませんが、引き続きご家庭との連携による児童の健康状態の把握は必要です。保健室より、就寝・起床時刻、朝食の有無などの健康状態を記載する「けんこうのきろく」についての取組を実施します。児童の基本的な生活習慣の定着と児童自身の健康保持のため、ご協力をお願いします。

2 出席停止等について

- 本人の感染が判明した場合は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは出席停止です。

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

*出席停止解除後、発症から10日経過するまでは、当該児童に対してマスクの着用を推奨とします。

- 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が児童にある場合は、無理をせず、症状がなくなるまでは自宅での休養をお願いします。
- 今回の法改正により、「濃厚接触者」としての特定は行わないことになりましたので、同居されている方が感染されても、本人が感染していない場合は、原則、登校可能となります。それでも登校についての判断が難しい場合は、学校までご相談ください。
- 学校内で感染が確認された場合、地域や学校において感染が流行した場合は、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童間に触れ合わない程度の身体的距離を確保するなどの対応を一時的に行うことがありますことをご了承ください。

3 その他

- 休日に感染症への感染や交通事故等、学校へ緊急の連絡が必要になった内容が発生した場合は、下記の連絡先へご連絡いただきますよう、お願いします。

【連絡先】

sakasegawa.0501@gmail.com

※ 上記の連絡先にメール文を送られる際は、すぐに出ることが可能な電話番号もご記載ください。こちらから折り返しご連絡いたします。